

武蔵野ローンテニスクラブ

会員規約

第1条 (名称)

本クラブは武蔵野ローンテニスクラブ（以下クラブという）と称し、事務所をクラブ内に置く。

第2条 (目的)

クラブはテニスを通じて健康の増進とスポーツマンを養い、会員相互の心暖まる交友により、快適なクラブライフを育てることを目的とする。

第3条 (規約)

本規約は会員の入会金、保証金、月会費等の料金設定、並びに入会、退会、休会規定及び施設利用等、運営に関する基本的事項を定めたものであり、クラブが必要と認めるとき、変更できるものとする。

第4条 (会員の種類)

クラブ会員は次の通りとし、クラブの施設を営業時間内に利用することができる。

1. 正会員
クラブの休日を除き、常時利用できる者。
2. 家族会員
正会員の家族で配偶者、及び25才未満の子女に限られ、クラブの休日を除き、常時利用できる者。
3. 平日会員
土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日及びクラブの休日を除き、常時利用できる者。
4. ファミリー会員
親会員を含む一親等の家族でクラブの休日を除き、常時利用できる者。
5. 有期会員
正会員、家族会員、平日会員、ファミリー会員に期限を定めた会員。該当期間中は上記会員の施設利用に準ずる。当該会員が期間終了後、引き続き会員を希望する場合はクラブの承認を受けたあと、所定の更新手続きを行えば会員資格を継続できる。

第5条 (入会)

クラブに入会希望するものは、本規約を承認の上、所定の申込手続きを行い、クラブの承認を受けたあと、規定の入会金、保証金、会費を納入して会員の資格を得る。

1. 入会金
既納した入会金は理由の如何を問わず返還しない。
2. 保証金
退会時に無利息にて返還する。
3. 月会費
当月払いとし、銀行自動引落としとする。既納の月会費は理由の如何を問わず返還しない。

第6条 (料金の変更)

クラブは経済情勢の変動などにより、運営上必要があれば、入会金、保証金、会費等を変更することができる。

第7条 (会員の種類の移行)

移行を希望する場合はクラブの承認を受けたあと、所定の手続きを経て、入会金、保証金、会費の差額を納入することにより、その資格を得るものとする。尚、移行の際の差額の返還を一切行わない。

第8条 (譲渡)

クラブ会員の資格は譲渡できない。但し、家族間での名義変更の場合に限り、クラブの承認を受けたあと、所定の手続き後、書替料を支払えば変更できるものとする。

第9条 (休会)

会員が長期（1年以上）に亘る転勤、病気等の事情により、クラブを利用できない場合は休会届を提出し、3ヶ月分の会費を納入することにより会員資格を1ヶ年継続できる。休会が2ヶ年に亘る場合は新たに同様の手続きで会員資格を継続できる。但し、有期会員は休会の適用はない。

第10条 (退会)

クラブ会員がクラブを退会する場合は退会届を提出し、退会当日の月までの会費等が未納の場合は納入しなければならない。

第11条 (除名)

クラブ会員が次の一つに該当した場合、クラブは除名することができる。

1. クラブの名誉もしくは信用を毀損し、又は秩序を乱したと認められたとき。
2. 本規約やクラブの諸規定に違反し、クラブの措置に応じないとき。
3. 会費、その他の支払いを滞納し、クラブからの勧告にも応じず完納を怠ったとき。

第12条 (資格の喪失)

クラブ会員は次の一つに該当した場合は自動的にその資格を失う。

1. 退会又は死亡。
2. 除名。
3. 会員期間の終了。
4. クラブの閉鎖。

第13条 (休日)

クラブの休日は毎週火曜日とする。但し、火曜日が祝祭日の場合は翌日の水曜日を休日とする。夏季、冬季に数日間を休日とする。

第14条 (ビジター)

クラブ会員はビジターを同伴できる。ビジターの行為については会員が一切の責任を負うものとする。但し、状況によりビジターの制限をすることができる。

第15条 (免責)

クラブ及び敷地内で発生した盗難、傷害、駐車場での事故等について、クラブは一切の責任を負わないものとする。

第16条 (営業行為の禁止)

クラブ会員（ビジターも含む）はクラブ及び敷地内での営業行為（物品販売、レッスン等）を一切行ってはならない。

第17条 (閉鎖)

不測の理由、及び止むを得ない事由が生じた場合は無条件でクラブを閉鎖することができる。この場合は最低1ヶ年の予告をもって行い、保証金は全額返済する。

1972.4.20 制定

2022.1.1 改定